

防地周第10069号
29.6.28
一部改正 防地周第6483号
30.4.23

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

防衛施設周辺避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査について（通知）

標記について、防衛施設周辺避難施設整備事業補助金交付要綱（平成29年防衛省訓令第42号）第15条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

防衛施設周辺避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査について

(目的)

- 1 この通知は、防衛施設周辺避難施設整備事業補助金交付要綱（平成29年防衛省訓令第42号）第3条第5号に規定する防衛施設周辺避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査に際して、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が確認しなければならない事項を定め、防衛施設周辺避難施設整備事業の適正な実施に資することを目的とする。

(確認事項)

- 2 地方防衛局長等は、防衛施設周辺避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査に際し、次に掲げる施設について、当該各号に掲げる事項を確認しなければならない。
 - (1) 避難用車両及び避難用待避所の整備については、防衛施設周辺避難施設整備事業に係る補助事業等計画書を提出した地方公共団体（以下「申請者」という。）が、特定防衛施設関連市町村であり、かつ、同市町村の区域内で行われるものであって、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ア 申請者が実施しようとする防衛施設周辺避難施設整備事業が、航空機事故等が発生した場合における住民の避難の円滑化及び迅速化を図り、市町村地域防災計画で定める航空機事故等に係る防災体制の充実又は強化に寄与するものであること。
 - イ 申請者が実施しようとする防衛施設周辺避難施設整備事業の規模が、航空機事故等が発生した場合を想定し、次に掲げる事項に基づき計画されたものであること。
 - (ア) 避難用待避所の設置数は、市町村地域防災計画により指定された緊急の避難用に指定された道路の区間内において、避難場所へ移動することが困難である住民が一時的に集結又は待避するために必要となる箇所を基に計画することとし、また、緊急の避難用に指定された道路は、市町村地域防災計画により策定された輸送計画において指定されたものであることとする。
 - (イ) 避難用車両の台数は、市町村地域防災計画の中で航空機事故等によって被害を受けることが想定される地域内において、自ら避難場所へ移動することが困難である住民の数を基に計画することとする。
 - ウ 申請者が実施しようとする防衛施設周辺避難施設整備事業の実施期間が、おおむね10箇年であること。
 - (2) 指定避難所の整備については、申請者が、特定防衛施設関連市町村であり、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - ア 申請者が実施しようとする防衛施設周辺避難施設整備事業が、航空機事故等が発生した場合における住民の避難時に必要な安全性等の確保を図り、市町村地域防災計画で定める航空機事故等に係る防災体制の充実又は強化に寄与するもので

あること。

イ 申請者が実施しようとする防衛施設周辺避難施設整備事業については、市町村地域防災計画により避難施設として指定された学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は義務教育学校が対象であること。

ウ 指定避難所の整備については、施設として設置又は改修工事実施後、おおむね10年を経過した施設とする。

（審査に際し考慮すべき事項）

- 3 地方防衛局長等は、防衛施設周辺避難施設整備事業に係る補助事業等計画書の審査に際し、次の各号に掲げる事項を考慮し、申請者が実施しようとする防衛施設周辺避難施設整備事業が、航空機事故等の発生時にその周辺地域に及ぼす障害の程度に応じ、効率的かつ効果的にその障害の緩和に資するものとなるようにしなければならない。
 - (1) 特定防衛施設のうち防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第9条第1項第1号に掲げられた防衛施設として指定されたものについては、航空機事故等の発生時においてその周辺地域に及ぼす障害が特に著しいことから、当該特定防衛施設に係る防衛施設周辺避難施設整備事業に対しては、特に重点的に助成を行う必要があること。
 - (2) 特定防衛施設のうち環境整備法第9条第1項第2号に掲げられた防衛施設として指定されたものについては、航空機事故等の発生時においてその周辺地域に及ぼす障害が著しいことから、当該特定防衛施設に係る防衛施設周辺避難施設整備事業に対しては、重点的に助成を行う必要があること。
 - (3) 特定防衛施設のうち、前2号に掲げるもの以外のものに係る防衛施設周辺避難施設整備事業については、航空機事故等の発生時においてその周辺地域に及ぼす障害の程度を考慮し、その障害の緩和に資するため真に必要があると認められる場合に限り、助成を行うこと。